

体罰防止ハンドブック

体罰の根絶に向けて

I 体罰に関する考え方

- 1 体罰の禁止…………… P 1
- 2 体罰と懲戒の区別…………… P 2
- 3 正当防衛, 正当行為…………… P 3
- 4 部活動における体罰の防止…………… P 4
- 5 体罰が生む様々な問題と処分…………… P 6

II 体罰についてのセルフチェック

- 1 個人用チェックシート…………… P 9
- 2 校内体制チェックシート…………… P 10

III 体罰の根絶に向けた学校づくり

- 1 自己の意識改革…………… P 11
- 2 感情のコントロール(アンガーマネジメント)…………… P 12
- 3 校内における組織体制の整備…………… P 14
- 4 校長のリーダーシップ…………… P 15
- 5 校内研修…………… P 15

IV 体罰事案に関する参考事例…………… P 17

はじめに

体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されています。また、我が国も批准している「児童の権利に関する条約」を踏まえて、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

体罰の根絶については、これまでも全ての教職員に自覚を喚起し、その防止に努めてきました。しかしながら、平成24年12月に大阪市の高校において、運動部顧問による体罰に起因し、生徒が自殺するという痛ましい事件が発生したことは、全国に大きな衝撃をもたらしました。本市の学校においても、児童生徒への体罰事故は残念ながら発生しているところであり、体罰の根絶は喫緊かつ重要な課題です。

体罰は、児童生徒の人格を否定し心に傷を負わす行為であり、適正な教育手段と言えるものではなく、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。また、学校教育全体に対する信頼を著しく傷つけるものでもあります。そうした共通の認識に立ち、これまで以上に各校が学校教育全体にわたって体罰が断じて行われることのないよう、取り組んでいく必要があります。

この体罰防止ハンドブック「体罰の根絶に向けて」は、そうした取組の一助として作成されたものです。有効に活用していただくとともに、スクールコンプライアンス委員会などにより、体罰の根絶に向けた教職員の意識の徹底、学校全体としての取組をより一層推進されるようお願いいたします。

I 体罰に関する考え方

1 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。【学校教育法第11条】

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学、停学、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されるところと考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがあります。児童生徒の指導上、その必要性が認められ、また、指導効果が期待できる場合など、あくまでも教育的配慮の下に行われる限りにおいて、その行為は認められています。しかし、懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要です。

体罰で児童生徒の正常な倫理観を養うことはできません。むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、そのために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。

児童生徒の指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならないことを改めて自覚する必要があります。



体罰は絶対に許されない!

2 体罰と懲戒の区別

(1) 体罰の判断基準

どのような行為が体罰に当たるかの判断に関しては、以下のように示されています。

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)によりその懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

【平成 25 年 3 月 13 日付文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長／スポーツ・青少年局長）】

客観的な判断の視点の例としては、以下が考えられます。

- 教育的指導の範囲内で行われたことか。
- 当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況はどうだったか。
- 当該行為が行われた場所的及び時間的環境はどうだったか。
- 行為を受けた児童生徒の心身へどんな影響を与えたか。
- 懲戒の内容や方法は適切であったか。
- 教員等の一時的な感情によるものではなかったか。

(2) 懲戒として認められる行為

例えば以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられます。

- 放課後、教室に残留させる。
(ただし、トイレに行かせない、食事時間を過ぎても長く留め置く等の行為は肉体的苦痛を伴うので体罰に当たる。)
- 授業中、教室内に起立させる。
(ただし、肉体的苦痛を与える長時間の場合は体罰に当たる。)
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 体罰と判断される行為

例えば以下のような行為は、体罰と判断されると考えられます。

身体に対する侵害を内容とするもの

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席に着かないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

肉体的苦痛を与えるようなもの

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させる。

3 正当防衛、正当行為

児童生徒の暴力行為や教育活動への妨害行為については、毅然とした姿勢で教員等が一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要です。

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力（目に見える物理的な力）の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより児童生徒の身体への侵害又は肉体

的苦痛を与えた場合であっても、体罰には該当しません。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰には当たりません。

「正当防衛」又は「正当行為」のために、教員等がやむを得ず行使した有形力については、刑事上又は民事上の責めは問われません。

例えば以下のような行為は、通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられます。

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使

- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するために、別の場所に移るように指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐き、つばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

4 部活動における体罰の防止

(1) 教育活動としての部活動運営

部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然です。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動から逸脱することなく、適切に実施されなければなりません。

部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的あるいは精神的負荷を伴う指導が行われますが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて、達成感や仲間との連帯意識を育むものでなければなりません。その指導は、学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施される必要があります。指導と称して、部活動顧問の独善的な目的から、特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は、教育的指導とは言えません。

部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全てを委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められます。

(2) 運動部活動での指導のガイドライン（「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」より）

指導として認められる行為や、やってはいけない体罰に当たる行為として、以下のような例が示されています。（平成25年5月27日 文部科学省）

通常のスポーツ指導による肉体的負荷として考えられるもの

- バレーボールで技能向上のため、反復してレシーブの練習をさせる。
- 柔道の初心者に様々な受身を反復して行わせる。

学校教育の一環である運動部活動で、教育上必要があると考えられるもの

- 試合中に反則行為を繰り返す生徒を途中退場させて見学させ、試合後に会場に残留させて、反則行為の危険性を説諭する。
- 練習で遅刻を繰り返す生徒を試合に出さず、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが、正当な行為として考えられるもの

- 生徒が反抗して顧問の足を蹴ったため、生徒の背後から体を押さえる。
- 練習中に危険な行為をした生徒を別の場所で指導するために、腕を引っ張る。

体罰等の許されない指導と考えられるもの

- 殴る、蹴る等。
- 長時間にわたり、正座や直立姿勢等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- 熱中症が予見され得る状況下で水を飲ませないで長時間ランニングさせる。
- 相手の生徒が受身ができないように投げたり、攻撃を続けたりする。
- 防具で守られていない身体特定の部位を打突することを繰り返す。
- パワハラと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為。
- セクハラと判断される発言や行為。
- 身体や容姿、人格を否定するような発言。
- 特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

5 体罰が生む様々な問題と処分

(1) 体罰がもたらす児童生徒への影響

● 当該児童生徒の心や体への影響

恐怖心とともに肉体的、精神的な苦痛を与える体罰によって、心の傷を将来にわたり残すこととなります。屈辱感を与えられ、自尊心や人間としての尊厳を傷つけられた児童生徒は、無力感や劣等感を抱き、心身の健全な成長が阻害されることとなります。

● 学習面への影響

教育活動の主たる場面である授業中の体罰は、児童生徒を萎縮させ、自由で独創的な発想や発言を妨げ、学ぶ意欲を低下させるなど、学習活動に悪影響を及ぼします。

● 児童生徒同士の間関係への影響

体罰を受けた児童生徒だけでなく、その周りにいる児童生徒に対する心への影響も甚大です。周囲の児童生徒が怯えたり、ストレスを感じたりするだけでなく、価値観に変化をきたし、人間関係に歪みを生じさせます。さらに暴力の連鎖を生み、いじめ・不登校や学校の荒れを招く場合もあります。

● 児童生徒と教師との人間関係への影響

児童生徒が抱く教師像に歪みを生じさせ、体罰を行った教員だけでなく、学校の職員全体に対する見方や接し方にも変化をもたらします。一人の教員への不信感や不安感は、児童生徒と学校との関係に悪影響を及ぼします。



児童生徒は、人格を持った一人の人間として尊重されるべき存在であり、体罰は学校、教職員、大人への不信感、ひいては暴力容認の態度を招きます。

(2) 体罰がもたらす保護者や地域社会への影響

● 学校への不信感

長年地道に築き上げてきた学校への信頼が、一度の体罰によって一瞬のうちに失墜します。学校への不信感から、地域やPTAなどの協力も得にくくなります。これでは、十分な学校教育の成果を上げることはできません。



学校の様々な取組への信頼が大きく崩れ、学校の教育活動に支障が出ます。

(3) 教職員間に与える影響

● 教職員の相互不信

一人の教職員が起こした体罰であっても、学校の職員全体が同様の意識であると同視されるような評価や批判は、その他の教職員の意欲低下や職場内の人間不信を生みやすくしてしまいます。



教職員集団の信頼関係が崩れ、教育の効果が低下します。

(4) 体罰に対する教職員の処分

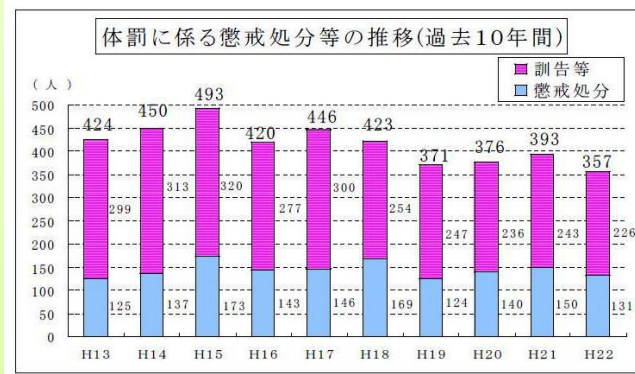
● 行政上の責任

職務義務違反（地方公務員法第 29 条）として、以下の懲戒処分があります。

- ・ **免職** 失職。退職手当の支給制限。教員免許状の失効（官報に公告される）。
- ・ **停職** 職務に従事させない。いかなる給与も支給されない。
- ・ **減給** 一定の期間、給料が減額される。
- ・ **戒告** その責任を確認し、将来を戒める。

※戒告以上の懲戒処分は、昇給等にも影響が生じます。また、履歴事項になります。

※懲戒処分を受けない場合でも服務上の措置（訓告、嚴重注意等）が行われます。



体罰に係る懲戒処分等の推移 (H22 文部科学省)

● 刑事上の責任

体罰を行ったことにより、傷害罪、暴行罪、監禁罪等の刑事上の責任を問われる場合があります。

なお、禁錮以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に処せられた場合、地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき職を失い、教育職員免許法第 10 条第 1 項の規定に基づき免許状は効力を失います。

<参考>

- ・ 殴る・蹴る（暴行罪 刑法第 208 条） ・ 身体を傷つける（傷害罪 刑法第 204 条）
- ・ 不当に長時間居残す（監禁罪 刑法第 220 条）

● 民事上の責任

国家賠償法による賠償責任があり、傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがあります。また、職員に故意又は重大な過失があったときは求償もありません。

<参考>

- ・ 不法行為の賠償責任(民法第 709, 710 条) ・ 損害賠償責任と求償権 (国賠法第 1 条)

○体罰による懲戒処分は、本人のみならず、教育全体への信頼をなくします。

○その後の自分の教員生活にも、重大な影響を及ぼします。

子どもたちの声が聞こえますか？



部活で、チームの誰かがミスする度に先生に叩かれた。「気持ちが入っていない。」と、すぐ近くから大きな声で、立てなくなるほど厳しい言葉で怒鳴られたこともあった。そのときは、誰も何も言わなかったけれど、今思い出しても、納得できないことがたくさんある。

宿題をたまたま忘れたその日、先生に油性マジックで頬にバツを書かれた。私は、授業が終わるまで手で頬を覆い続け、休み時間になるとすぐに顔を何度も何度も冷たい水で洗った。恥ずかしさ、屈辱感は、卒業した今でも忘れられない。



テストを返した後、先生は突然言った。「80点以下は全員床に正座。」クラスの三分の二以上が長時間正座をさせられた。誰だって点数が悪いことはあるのでは？



Q1

指示に従おうとしないA児を、何度も口頭で注意しましたが効果がなく、思わず平手で頬を叩いてしまいました。その後、A児は以前のような態度を取らなくなりました。体罰が、結果的に指導の成果を上げたと考えてよいのでしょうか。

A

そうではありません。A児は教師への不信感を持ったので、表面的に従う素振りをしているだけだと考えられます。他の力の弱い教職員には以前と同じような態度を取ることが予想されます。体罰を行うことは、児童生徒に力で問題を解決させることをよしとする、誤った考え方を教えていることになります。学校の教職員が一丸となって、粘り強く児童生徒を指導する体制を作ることが大切になります。

Q2

もし体罰を起こしてしまっても、保護者から「うちの子にも問題があったと思うし、先生の指導が少し行き過ぎただけだと理解している」と言われた場合はどう取り扱えばよいのでしょうか。

A

体罰は、指導の行き過ぎではなく、違法行為であり、行うべきでないとして認識すべきです。保護者の考えがどうであれ、体罰の事実は変わりません。体罰に至った正確な事実関係を管理職に報告し、これから体罰を行わない指導を進める方針を、学校として児童生徒と保護者に説明し謝罪する必要があります。また、体罰を受けた児童生徒の心身に影響が見られないか、十分配慮して指導に当たることが大切です。

Ⅱ 体罰についてのセルフチェック

日常の指導について自己点検を行うことは、教員等の力量を高め、児童生徒への適切な指導にもつながります。下記の項目を繰り返しチェックし、その結果を話し合うことで日々の教育活動を振り返り、学校全体の意識を高めましょう。

1 個人用チェックシート

【管理職用】

No	チェック項目	/	/	/	参照
1	体罰の根絶について普段から教員に指導し、徹底に努めている。				P15
2	児童生徒が教員に相談しやすい学校の雰囲気づくりや体制づくりに努めている。				P15
3	問題行動が多い児童生徒に対する指導を特定の教員に任せきりにしていない。				P14 ～15
4	校内研修等で、体罰を起こさない指導の在り方を考える機会を持っている。				P15 ～16
5	管理職への報告・連絡・相談体制ができています。				P15

【教職員用】

No	チェック項目	/	/	/	参照
1	体罰は人権問題であるという意識を常に持っている。				P11
2	人格否定につながるような発言や、言葉の暴力と捉えられる発言をしないよう、常に心掛けている。				P11
3	児童生徒への指導は心にゆとりを持って冷静に行い、児童生徒の言動や態度の背景を踏まえながらカウンセリングマインドで指導に当たっている。				P14
4	怒りの感情が湧いてきた時でも、その場の感情に任せた言動で児童生徒に接することのないよう努めている。				P12 ～13
5	たとえ誤答であっても、児童生徒の考え方や取組を認めながら、自分で誤りに気付くように指導している。				P14
6	児童生徒の発達段階や理解の程度に応じ指導の内容や方法の改善を行い、魅力ある授業づくりに努めている。				P14
7	特別活動や部活動において、児童生徒が上達するまで待つゆとりを持って指導に当たっている。				P5 P14
8	家庭訪問や電話連絡等を通して、日頃から保護者との連絡を密に行っている。				P14
9	生徒指導主事（主任）や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなど、他の職員と連携して指導するように心掛けている。				P11
10	体罰を行った場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談することなど、その後の対応を承知している。				P15

*各項目について、「良好であれば○、概ね良好であれば△、良好でなければ×」を記入します。○の付かなかった項目は、参照ページを読み返してください。

2 校内体制チェックシート

No	チェック項目	/	/	/	参照
1	暴力的・威圧的な指導にならないよう、学校全体が共感的な態度で生徒指導に取り組んでいる。				P11
2	コンプライアンス委員会がしっかり機能しており、体罰が生む様々な問題や処分について共通理解されている。				P6 ～7
3	校内において児童生徒の人権がしっかり尊重されている。				P11
4	体罰防止についての研修が行われ、共通理解が図られている。				P15 ～16
5	日頃から家庭、地域、関係機関との連携を積極的に図っている。				P14
6	児童生徒の気持ちに配慮し、適切な言葉遣いをする雰囲気がある。				P11
7	児童生徒に問題があったときの指導及び報告・連絡・相談の体制が整っている。				P14
8	児童生徒及び保護者が気軽に教育相談を受けられるような校内体制が整っている。				P14
9	生徒指導を一部の教員のみ任せず、複数の教員で問題行動の多い児童生徒に対応するなど、チームとしての生徒指導体制ができている。				P11 P14
10	実態に即した指導ができるよう、定期的に児童生徒の理解を深めるための情報交換を行っている。				P14

*各項目について、「良好であれば○、概ね良好であれば△、良好でなければ×」を記入します。○の付かなかった項目は、参照ページを読み返してください。

チェックシートを活用した研修の例

- ① 個人用チェックシートを使い、自己評価する。
- ② 校内体制チェックシートを使って相互に評価し合い、意見交換する。
- ③ 参考事例（P17～19参照）を踏まえ、ワークショップ形式で、問題となる点や対応策について事例検討会を行う。
 - ・研修担当者からの体罰に関する事例の説明
 - ・KJ法を利用した課題「どうすれば体罰は防げたか」の分析
（カード貼付→島分けとタイトル付け→協議内容の焦点化）
 - ・協議（グループ協議→発表→全体協議）
- ④ 体罰防止に向け、今後の個人や学校での取組について確認する。

Ⅲ 体罰の根絶に向けた学校づくり

1 自己の意識改革

(1) 人権意識高揚の観点から

「体罰は暴力である」という意識を持つ

教員だけでなく保護者の中にも、体罰は「愛の鞭」という考えを持つ人がいるかもしれません。しかし、それは一部の個人的な考え方であり、社会全体には通用しません。体罰によって、不信感や嫌悪感に苦しみ、ついには悲劇を迎える事件があったことを忘れてはなりません。感情的で制御できない心の表れである体罰は、児童生徒の生命や身体の安全を脅かし、心や人格を傷つける明らかな人権侵害行為であることを自覚すべきです。

「言葉も暴力になる」という意識を持つ

児童生徒に対して、絶対に体罰を加えないというのはもちろんですが、言葉が児童生徒に深い心の傷を負わせることがあることも自覚すべきです。相手の人格を否定する言葉や威圧的な言い方など、いわゆる「言葉の暴力」と呼ばれる行為が、体罰以上に児童生徒に深刻な悪影響を与える場合があることを常に肝に銘じ、相手の気持ちに配慮した適切な言葉遣いで指導に当たることが大切です。

(2) 共に学び育つ関係を築いていく観点から

「体罰は教育手段ではない」という意識を持つ

体罰は、言葉や態度、情熱や根気で指導できない表れです。衝動的に感情にのまれた短絡的な行動でもあります。気付いてほしいのは、私たちは教育者であり、腕力や権威で支配しようとする暴力的・威圧的な指導をやめ、共感的な態度で生徒指導に取り組む中で強い信頼を築き、時には毅然とした態度で指導していくのが本道である点です。そして、「現在は体罰がないからよい」ではなく、意識の欠如から体罰を生むその後の危険性をも想定し、常に教員同士で体罰を根絶する意識を確認し合ひましょう。

「教育は共育である」という意識を持つ

自分ひとりで教育している意識が強すぎると、成果主義や周囲の期待に応えようとする焦りから、感情を制御できず体罰を引き起こすことがあります。共に育てることが教育であることを忘れてはなりません。問題行動に対して複数の教員で当たることや、地域や保護者と連携して対応することも大事です。特に、問題の根源、解決までの道筋や役割分担等が教員集団や当該保護者間で共有されていれば、誰もが毅然とした態度を持って臨むことができます。個々の教員が持っている良さや可能性を生かしながら、児童生徒に向かっていく体制があれば、体罰は起こりにくくなります。

2 感情のコントロール（アンガーマネジメント）

教師が、ついカッとなったり、イライラが高じてしまったりしたために、怒りの感情をコントロールできず、児童生徒への体罰につながる場合があります。怒りの感情をなくすことはできませんが、怒りの特性を理解し、その感情とうまく付き合うことは可能です。ここでは、自分自身の感情と適切に向き合っていくための一つの方法として、「アンガーマネジメント」のプログラムを紹介します。

（1）怒りの感情の察知

怒りを爆発させないためには、自分の怒りに素早く気付くことです。誰もが怒りを感じ始めると、体や心に毎回ほぼ同じような変化が起きます。例えば次のような変化です。当てはまるものがあるかチェックしてみましょう。

ひどく怒ったときの体の変化

- 胸が締め付けられる
- 顔がひきつる
- 手を握り締める
- こわばった姿勢になる
- 目つきがきつくなる
- 呼吸が速くなる
- 体が熱くなる
- その他（ ）

ひどく怒ったときの心の変化

- 相手は私を憎んでいる 公平じゃない
- 相手は私を傷つけようとしている
- こんなことがあってもいいのか
- 相手を決して許さない
- こんなことをした相手を憎む
- 仕返ししてやるつもりだ
- これは最悪の事態だ 相手を傷つけない
- その他（ ）

自分自身の体と心にどんな変化が起こるのかを事前に知っておくことが大切です。怒りが爆発する前に自分自身の変化に気が付けば、怒りとうまく付き合えます。

（2）自分の怒りを察知したときの対処法

対処の3段階	各段階のポイントや留意点
① 感情の冷却 落ち着いて	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは衝突を回避する方法を知り、実践する段階です。 ・心の中で「ストップ」と叫び、感情に任せた即座の行動や発言にブレーキを掛けます。深呼吸しながら数秒間、心の中でゆっくりと数を数え、緊張を和らげます。
② 解決思考 感情よりも 思考を働かせて	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な言動が抑えられたところで、自分の思考や相手の言動を振り返り、怒りの分析をします。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○わたしは、何にキレているのだろうか？ ○それは、怒りを爆発させるぐらい大変なことなのか？ ○自分は間違っただけの思い込みをしているのではないか？ ○自分は相手に何を理解してもらえば満足なのか？ ○相手は一体何を言いたかったのか？ ○相手はなぜそういう言動をとったのだろうか？ </div>

	<ul style="list-style-type: none"> ・不明な点があれば、相手に尋ねたり、時間を置いて再度考えたりするのも一つの方法です。 ・自分の感情を言語化できるようになれば、冷静な対応が可能になるはずです。
<p>③ 自己表現</p> <p>さわやかに 自己主張</p> <p>*アサーティブな表現の訓練→攻撃的な自己主張や不十分な自己主張との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（アサーション）を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を表現してみる段階です。必要以上に遠慮することなく、アサーティブに自分の考えや思いを正直に伝えます。しかし、相手を傷つけたり困らせたりする報復や攻撃を目指すものではありません。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【アサーティブな表現の例～掃除をさぼっている児童に～】 先生は〇〇さんのそういう姿を見るのはとても残念だ。係の仕事の時は一生懸命やれるのだから、掃除だってきっとできるはずだと思うんだよ。教室がきれいになってみんなから感謝されたら、君だってうれしいでしょう？</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・練習の時には、自分の表現が相手にはどんな印象だったか尋ねてみるようにします。

児童生徒との信頼関係を築くには、それなりの努力と時間を要しますが、体罰や言葉の暴力などで信頼関係が壊れてしまうのは一瞬です。これまでの良好な関係を維持するためにも、アンガーマネジメントの手法を身に付けておきたいものです。

(3) ロールプレイによる怒りのコントロールの体験

これまで見てきた『①感情の冷却』『②解決思考』『③自己表現』のそれぞれのステップを踏まえながら、次のような簡単なシナリオを作りロールプレイをすることによって、実際に怒りをコントロールする方法を体験してみましょう。

授業中の場面で	学校生活の場面で
<p>(後ろを向いて話す児童生徒Bに)</p> <p>先生A「こちらを注目しなさい。」</p> <p>児童生徒B：「はい。」</p> <p>(前を向かない。)</p> <p>先生A「〇〇さん、前を向きなさい。」</p> <p>児童生徒B：「分かってます。」</p> <p>(前を向かない。)</p> <p>先生A「・・・・・・・・」</p>	<p>(髪を染めて登校した児童生徒Dに)</p> <p>先生C「その髪はどうしたんですか？」</p> <p>児童生徒D「うるせえな。」</p> <p>(その場を去ろうとする。)</p> <p>先生C「待ちなさい。」</p> <p>児童生徒D「あんたには、とやかく言われたくない。」</p> <p>先生C「・・・・・・・・」</p>

「怒り」は誰でも感じる感情なので、その怒りをどうするか、また怒りをエスカレートさせる前に思いや願を上手に表現する方法を学ぶことが大切です。



参考文献：中村道彦編「怒りとうまくつき合うために～心の学習(サイコエデュケーション)」金芳堂
 本田恵子著「キレやすい子の理解と対応～学校でのアンガーマネジメント・プログラム」ほんの森出版

3 校内における組織体制の整備

(1) 校内体制の在り方を点検する

- 学校に体罰を引き起こす土壌や体罰を容認する体質がないかを点検します。
- 一部の教員、生徒指導部や学年内の教員だけで指導する等の抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体で組織的な生徒指導ができる体制を作り、学年会や職員会議、コンプライアンス委員会等で共通理解を図ります。
- 児童生徒が何でも気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意するとともに、児童生徒の人権・プライバシー保護についても十分に配慮します。
- 部活動は、あくまでも教育の一環として行われているものであり、責任感や連帯感の涵養等に資するという教育的な意義を再度確認するとともに、指導に当たっては勝利至上主義を排し、生徒の向上を根気よく育て見守るよう努めます。

(2) 生徒指導体制の在り方を点検する

- 生徒指導体制については、全教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、児童生徒・保護者の心に迫る指導で信頼関係の確立を図ります。
- 児童生徒の指導に当たっては、一時的な感情で行動するのではなく、常に精神的な余裕を持ち、教育者として冷静かつ毅然とした態度で接します。
- 授業こそが一番の生徒指導場面であるという認識に立ち、指導方法や指導内容を発達段階や理解の程度に応じて工夫し、魅力ある授業づくりに努めます。
- 学習場面では、児童生徒に発言する機会を十分に与え、学習意欲を高めながら、自ら課題解決が図れるよう指導します。また、複数の教員で指導に当たる等の工夫により、児童生徒を多面的な視点で理解するよう努めます。

(3) 児童生徒への対応

- 児童生徒から定期的に体罰や児童生徒間暴力に関する情報を集めるなどして、体罰や暴力を根絶する環境づくりを整備するとともに、教員間で児童生徒理解のための情報交換を密に行い、実情把握に努めます。
- 被害児童生徒や保護者が、体罰を訴えたり教員等との関係の悩みを相談したりしやすい相談窓口を設け、周知します。

(4) 家庭・地域との連携

- 日頃から保護者との連絡を密に行うとともに、青少年健全育成の在り方等について保護者・関係諸機関・地域住民等と情報や意見の交換ができる機会を増やすなど、学校の教育方針や活動内容について理解と協力を求めます。
- 学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努めます。
- 保護者や地域住民の一部に体罰を容認する考え方であっても、学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発します。

4 校長のリーダーシップ

(1) 体罰の未然防止の体制づくり

校長は、教員等が体罰を行うことがないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要です。また、教員等が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要です。

(2) 体罰事案が発生した場合の対応

校長は、教員等に対し、万が一が体罰を行った場合や、他の教員等の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要です。

また、教員等や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要です。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告する必要があります。

(3) 体罰、児童生徒間暴力、家庭内暴力等の防止に向けた情報発信

校長は、体罰防止の取組事例、文部科学省や教育委員会からの通知、体罰に係る研修会等の情報などを校内に周知することを心掛け、教員等の体罰防止への意識を高めていくことが必要です。また、体罰防止に向けた具体的な学校の工夫・取組について保護者等に情報を発信し、日頃からの体罰防止に向けた取組に対する理解を得るとともに、児童生徒間暴力や家庭内暴力の防止を目指して、学校、家庭、地域が連携・協力して取り組む土壌づくりに努めることも大切です。

5 校内研修

(1) 校内研修の重要性

体罰のない学校づくりを進めるためには、懲戒の正しい理解、体罰を起こさない意識の徹底、体罰を防ぐ環境や組織づくり等についての校内研修を充実させることが求められます。

研修に当たっては、ねらいを明確にすることが大切です。例えば、体罰と児童生徒の人権、教員等の懲戒処分、体罰に頼らない指導の在り方を共に考えたりするなど、そのねらいによって時期や研修内容、持ち方も変わります。P 17～19 の事例

を基に、具体的な場面を通して何が問題だったのか活発に意見交換を行ったり、P9～10のチェックシートで教師の自己理解や同僚間の相互理解を促進したりするなど、各学校の実態に応じた研修に取り組んでください。

(2) 校内研修の例

○研修例 ① ねらい【体罰と懲戒を正しく理解し、区別する】

体罰についての理解を図り、常に適切な指導ができるようにする研修です。

- * 「体罰禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（24文科初第1269号）等の活用
- * 「体罰防止ハンドブック」P1～8の読み合わせ

○研修例 ② ねらい【体罰をしない意識を育て、適切な言動の在り方を学ぶ】

教職員自身の自己理解を図り、自己の成長・変革を促すための研修です。

- * 児童生徒とのやりとりの場면을想定した「ロールプレイング」
- * 「アンガーマネジメント」の演習（P12～13）

○研修例 ③ ねらい【体罰根絶の意識を高める】

教職員の相互理解を図り、高い規範意識を築くための研修です。

- * 「体罰についてのセルフチェック」や「公務員倫理・サービスチェックシート」の活用（ハンドブックP9～10「チェックシート」参照）
- * メンタルヘルスやコミュニケーショントレーニング等の講話の設定

○研修例 ④ ねらい【体罰が起こらない環境、体罰を防ぐ組織を作る】

教職員同士の意見交換を促して、チームとしての協働性や共通理解を高めるための研修です。

- * 教育相談の在り方についての講義や事例検討会の実施
- * 文科省の通知の周知や体罰に係る研修会等を受けての伝講

○研修例 ⑤ ねらい【体罰が起こる要因や防止策を学ぶ】

事例研究を通して、体罰が発生した要因や、どうすれば防ぐことができたかを考える研修です。

- * 事例にみられる問題点や防止策についてペアやグループでの意見交換（ガイドブックP17～19「体罰事案に関する参考事例」参照）
- * 課題と改善策の整理

Y小学校の取組～体罰防止に向けた研修～

A県のY小学校では、体罰への問題意識を高めるために、体罰に関する校内研修を取り入れた。一人の教員が教師役となり、他の教員は授業中に私語をやめない児童役を演じた。

ロールプレイが進むにつれ、教師役の教員は「自分の指示が通らない状態が長く続くとイライラしてきた。」と怒りが高ぶることを自覚した。児童役の教員は、「椅子に座って見上げる先生は威圧的に見え、さらに大きな声で怒鳴られるとますます不愉快になった。」と子どもの感覚を実感した。「体罰は自分にも起こり得る問題として自覚することが大切。」と教師役を演じた教員は話している。

IV 体罰事案に関する参考事例

過去数年の間に、仙台市立学校で実際に発生した事案です。学校や個人の特定化を避けるために若干脚色をしています。内容はほぼ事実のとおりです。

事例①

〇〇小学校のA教諭は、図画工作の授業中に、絵の具等を机上に散らかしていた児童Bに対して片付けるよう指導したが、Bは従わなかった。その後、二度目の指導でもBは従おうとしなかったことから、Aは平手でBの頬を軽く叩いた。Bに怪我はなかったが、翌日、Bの保護者から学校に対して抗議があった。その内容は、叩いたこと自体よりも、日常からAが「黒板を叩く、児童を恫喝する、ノートを投げる、キして授業を途中でやめる、罰として体育をさせない」など、指導が威圧的であるという主訴であり、学級担任の変更まで要求する事態となった。学校側では、学級の児童へのアンケートや聞き取り調査、保護者会の開催や文書による説明などを行い、解決までには1か月半を要した。

【問題となる点】

一人の児童を叩いたことが契機となって、他の保護者も含めて、Aの指導に対する半年前からの不安や不満が表出した。指導には、厳しさも当然必要であるが、それは児童への愛情や優しさの上に成り立つものであり、教師本人が「厳しさ」と思っていることが、児童や保護者にとっては単に「威圧的」となっていないか、児童への接し方を改めて見直す必要がある。また、有形的な行為に及ばなくても、「言葉の暴力」により児童の心を傷つけることがあってはならない。

事例②

〇〇小学校のC教諭は、朝の学級活動の時間に行われた歌の練習の際、声が小さかったり、ふざけたりしている児童が散見されたことから、連帯責任と称して、クラス全員を1校時が終了する時刻まで、約1時間にわたり立たせた。その日は、2校時から校外学習が予定されていたが、「きちんと反省した人だけ連れて行く。」と言ったこともあり、児童全員は、黙ってただ立ち続けた。

【問題となる点】

授業中に児童を教室内に起立させることは、通常、懲戒権の範囲内と考えられる行為とされているが、それは、肉体的苦痛を伴わないものに限られている。小学生を1時間にわたり起立させたことは、常識的に考えて、懲戒の限度を超えている。また、学級全体の責任であるとして、きちんと歌っていた児童まで一律に起立させたことは、懲戒に該当しない児童に対しては不条理な行為であり、学級内に望ましい人間関係を育み、そして、よりよい学級づくりに主体的・自主的に取り組もうとする児童を育てる指導としては、不適切である。

事例③

〇〇中学校のD教諭は、顧問であるバレーボール部を指導していた。レシーブの練習中、生徒Eが「こんなボール取れない。」と発言したことから、活を入れるために、平手でEの頬を殴った。その直後、Eから「耳が聞こえない。」との訴えがあったが、Dは信用せずに様子を見ることもなく、そのまま最後まで練習を続けた。翌日、保護者がEを病院に連れて行ったところ、鼓膜が損傷していることが判明した。

【問題となる点】

バレーボールの練習においては、レシーブを繰り返して行ったり、容易には取れない強さや範囲のボールのレシーブに挑戦させることは必要なことである。しかし、その難易度については、顧問は生徒の技量を考慮して適切に判断しなければならない。生徒間で技術の個人差は当然にあるが、当該生徒にとっては、頑張ればレシーブできる程度のボールであったのかが、まず問題となる。仮に可能な範囲内だったとしても、生徒を奮起させるための手法としての平手打ちは体罰であり、指導方法として不適切である。部活動は教育活動の一環であるから、生徒のやる気を引き出す別の方法を取るべきであった。また、生徒の訴えを無視し、負傷したまま練習を続行させたことは、生徒の健康管理上、極めて不適切である。

事例④

〇〇中学校のF教諭は、1校時終了後に、生徒Gに対して、2校時の授業の場所を急遽変更するので学級に伝えるよう指示した。しかし、その時は、すでに生徒たちの多くは当初予定されていた場所に移動を始めていた。その結果、ほとんどの生徒が授業開始に間に合わないこととなった。Fは、生徒の集合が遅いことに腹を立て、理由や事情を確認することもなく、連絡を指示したGに対して、引き倒しながら頭部を殴り、足蹴りした。さらに、倒れたGの後頭部を足で踏みつけた。学校では直ちに、養護教諭が付き添ってGを受診させた。前頭部に外傷はあるものの、MRI検査の結果、脳には異常が無いことが確認された。

【問題となる点】

教師自身の連絡の遅れに起因するにもかかわらず、全く責任のない生徒に対して一方的に暴行を加えた極めて悪質な事例である。生徒に対して、自分の感情のまま暴力的な行為に及ぶことは、教師として絶対に許されない。本件の場合、その暴行の程度や態様が常軌を逸しており、生徒に重篤な傷害を与える危険性が非常に高かった。Fは、停職6か月の懲戒処分となった。

事例⑤

〇〇中学校のH教諭は2泊3日の野外活動を引率していた。1日目の夜 10 時 30 分頃、消灯・就寝の指導で巡回していたが、騒がしい部屋があったために入室したところ、中にいた生徒の一人であるIが、「Hが来たぞ。隠れろ。」と言った。普段からHとIの間には信頼関係が薄かったこともあり、その発言を聞いたHはIに歩み寄り、平手で頬を殴った。野外活動から帰校した際、迎えに来ていたIの保護者に対し、Hは殴ったことを説明したが、周囲に多くの保護者がいる中であったことから、Iの保護者から改めての説明を求められた。その日の夕方、学年主任とHはIの自宅を訪問し、再度の説明と謝罪を行った。

【問題となる点】

教師も人間であり、中には、何となく人間関係がしっくりいかない生徒がいるのも、正直なところである。しかし、そのような生徒から呼び捨てにされたからとはいえ、感情的になって体罰に及んだことは、職務中であるにもかかわらず、教師としての立場を忘れた行為である。また、保護者にとって、話の内容によっては、周囲に聞かれたくないこともあるのは当然のことである。相手の立場に立ち、せめて、他の保護者から離れた場所で説明するなどの配慮が必要である。

事例⑥

〇〇高校のJ教諭は、ソフトボール部の顧問であり、部を率いて大会に参加していた。試合終了後の現地でのミーティングにおいて、主将である生徒Kのプレーや行動がJの要求する水準に達していなかったことから、Jは平手でKの側頭部を殴ろうとしたが、その手が耳付近に当たってしまった。Kは、耳に違和感を覚えつつも、その後の練習や試合に継続して参加していたが、1週間後に水泳の授業でプールに入った際、耳に痛みを感じたために受診したところ、鼓膜が損傷していることが判明した。

【問題となる点】

主将として必要な資質や能力を最初から、しかも、完璧に備えている生徒はいないと考えるべきである。したがって、「主将を育てる」ことも顧問の役割である。そのための指導手法として、主将である生徒のみを他の部員の面前で強く指導することが、果たして適切であるか、また、そのことが部全体の士気や連帯感を高めることにつながるか、慎重に考えなければならない。また、試合の状況から、短絡的に部員の代表としての主将に対して体罰に及ぶことは、教育的な指導ではない。

参考資料

参考・引用文献

各自治体作成ガイドライン・ハンドブック等
中村道彦編集「怒りとうまくつき合うために一心の学習(サイコエデュケーション)」 金芳堂 2006年
本田恵子著「キレやすい子の理解と対応ー学校でのアンガーマネジメント・プログラム」 ほんの森出版 2002年
教職研修2013. 5 体罰を許さない学校づくり
教職研修2009. 10 体罰を考える
運動部活動の在り方に関する調査研究報告書
「運動部活動での指導のガイドライン」 2013. 5. 27

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp>
○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)
24文科初第1269号 平成25年3月13日
○学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例
○体罰の実態把握について(第1次報告) 平成25年4月26日
○体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について 平成25年1月23日
○問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)
18文科初第1019号 平成19年2月5日
裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp>

体罰についての理解を深める参考図書

森田 ゆり「しつけと体罰ー子どもの内なる力を育てる道すじ」 童話館出版
小林 剛「『いじめ・体罰』がなぜ起きるか(オピニオン叢書)」 明治図書
小室 節雄 他「北風より太陽をー体罰を否定し、子どもを受容する学校」
学陽書房
今橋 盛勝 他「体罰(NHKおはようジャーナル)」 日本放送出版協会
森 隆夫「教育新書20 知罰・徳罰・体罰」 明治図書

体罰防止ハンドブック「体罰の根絶に向けて」

発行／仙台市教育委員会 発行年月／平成25年5月
